

令和3年（行ウ）第1号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 松林俊治

被告 山口県知事村岡嗣政

## 意見陳述書

2021年4月28日

山口地方裁判所 御中

原告 松林俊治

私は、昨年10月の新聞報道「高級公用車 時代を逆走？ 山口2090万円『貴賓車』専ら議長車」を読み、山口県が2000万円を超えるセンチュリーを購入している事実を知りました。その後の報道で、購入については、県議会もノーチェックであること、県知事も納品前まで詳細を知らないと話していることを知りました。そして、この件については、県民から山口県に対して多くの批判の声が寄せられていることを知りました。私の友人との会話の中でも、「今回の貴賓車センチュリー購入はおかしいね」と話題になりました。

これを契機に、私は、山口県に情報開示請求を行い、開示された公文書や報道記事を読み調べました。その結果、貴賓の来県予定は当面なく、宮内庁も来県時に皇族が乗る車の用意を求めていることがわかりました。新聞社が中国・四国・九州の16県に取材した結果、来賓用の専用車を持っているのは山口県のほかに香川県・長崎県のみで、他県は専用車を持たず、広島県など多くの県では民間のハイヤーを利用していることもわかりました。貴賓車センチュリーが、もっぱら県議会議長車として使用されていることも論外です。

私は、このようなことは、県民の常識的な感覚から大きく逸脱した無駄遣いであり、目的外使用だと確信し、山口県に対して、住民監査請求を行いました。しかし、残念ながら、「本件監査請求については棄却する」という結果になりました。私はこの結果に納得できず、公平な第三者による法的な判断を求めて、今回、住民訴訟を提起した次第です。

なぜ提訴したのかという私の思いを述べます。

私は、山口県土木技術職員として36年間在職しました。入庁した当時は何もわからず、多くの先輩職員の方から「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ということを教えられました。現場での土木技術を手取り足取りで教えていただきながら、経験を重ね成長しました。公務の仕事を行いながら、山口県職員労働組合員となり、組合活動を行う中で、民主的自治体労働者論「自治体職員は労働者であるとともに、同時に住民全体への奉仕者としての職務を行う」という考えを学び身につけました。自治体労働者の労働条件の改善や住民本位の民主的な自治体のあり方や政策などを血肉にしながらか公務を行いました。そして、私の家庭生活の糧は、県民の皆さんの血税により賄われている、ということも忘れずに働いてきました。

このような体験を経て今の私があります。山口県（自然・文化・自治体を含む）への愛着と同時に山口県民への感謝を終生、忘れることはないと思います。

私は、両親の仕事が日雇いでしたので、雨が降ると日銭が入らず、明日の食事にも困るという生活の中で成長しました。ですから、いま、新型コロナウイルス禍の中で、子どもたちの貧困や「生活困窮者の明日は食べられるだろうか」というマスコミ報道を聞くたび、私の心は憂鬱で悲しくなります。だから、いま、生活が困窮している市民の方の問題を解決するには、山口県や基礎自治体が県民・市民に寄り添う政策が重要なことだと考えます。

山口県は財源不足が続き、歳入不足を補うために、公共施設の命名権の募集や山口県公用車への広告募集などを行う等、歳入増のために涙ぐましい努力を行って

ます。その最中に、贅沢な貴賓車センチュリー2090万円の購入はありません。

山口県は、新型コロナウイルス感染の封じ込めのために、大規模なPCR検査の実施と医療資材の十分な準備も求められています。17年間も据え置かれたままの子ども医療費助成の拡充も行うべきです。このように、県民の血税を使ってやるべき施策は山ほどあります。

地方自治法第1条の2には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。同法2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めています。しかし、今回の貴賓車センチュリー購入は、「最大の経費で最大のマイナス」と言える大きな無駄遣いです。

さらに、貴賓車センチュリー購入に至る経緯も明確ではありません。このたびの監査結果の通知書（甲1号証）の6ページ下から2行目から7ページ目8行目までに、「県の主張」として、「購入に至った経緯」が書かれています。私は、この県の検討過程を知りたくて、関係公文書の情報開示を求めました。しかし、開示された公文書は「センチュリーの更新について」（R1.12.3物品管理課）1枚のみでした。県は、検討経過の公文書は存在しないと主張していますが、公文書管理法第34条（地方公共団体の文書管理）は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及び、これを実施するよう努めなければならない」と定めています。貴賓車センチュリー購入に至る経緯の公文書が存在しないということは考えられず、県は県民への行政事務の説明責任を果たしているとはいえません。

私、松林俊治は、このような山口県民の常識的な感覚とかけ離れた山口県の貴賓車センチュリー購入は違法なものであると考え、本訴訟を提起しました。裁判官が県民の常識的な感覚に合った判断をして下さることを求めます。

以上